

(別紙様式 3 6 - 2)

2 級火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名 _____

連絡先電話番号 _____

事業所名		代表者職・氏名		
事業所所在地				
電話番号		ファックス番号		
取扱保安責任者	資格	正 (甲 ・ 乙)	副 (甲 ・ 乙)	代理 (甲 ・ 乙)
	氏名			
2 級火薬類の所在地				
2 級火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg	定期自主検査実施日	
号棟			年度	
号棟			第 1 回 年 月 日	
号棟			第 2 回 年 月 日	
第 1 種保安物件名	第 2 種保安物件名	第 3 種保安物件名	第 4 種保安物件名	
法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	
申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	
実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	
検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	規則 2 4 条 1 号	湿地を避けた位置とする。	地盤の湿気の状態を確認すること。	適 ・ 否
構造	同 2 6 条 1 項 1 号	平屋建で鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防止するための措置を講じたもの。	ヒビ割れ、風化等がないこと。 基礎が露出していないこと。 排水溝の詰まりがないこと。	適 ・ 否
扉	同 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とすること。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。	適 ・ 否
窓	同 2 4 条 5 号	窓を設ける場合は、地上から 1.7 倍の高さ、直径 1 倍以上の鉄棒を 10 倍以下間隔ではめ込む。内方に不透明のガラス引戸、外方に外から容易に開かない耐火扉とする。	窓ガラス、耐火扉の破損がないこと。	該当無し 適 ・ 否
内面	同 2 4 条 7 号	内面は木板とする。	内面に割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
床面	同 2 4 条 7 号 の 2	床面には鉄類を表さない。	鉄類を表さないこと。	適 ・ 否

暖房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を火薬庫内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該当無し 適 ・ 否
照明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断機、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。 スイッチ等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
屋根	同 2 4 条 1 1 号	小屋組の建築材料は木材又は軽量形鋼とし、屋根の外面は金属板・スレート板・瓦等の不燃物とする。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
避雷装置	同 2 6 条 1 項 2 号	できるだけ避雷装置を設ける。	平成27年経済産業省告示第145号の基準に適合していること。	該当無し 適 ・ 否
警戒・ 消火設備	同 2 4 条 1 4 号	警戒札及び貯水槽等の設置、境界に沿って2m以上の空地を設け、境界に有刺鉄線等を張る。	警戒札（「煙火火薬庫」「火気厳禁」等）は明確であること。空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。	適 ・ 否
盗難防止 措置	同 2 4 条 1 5 号	天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。	日本産業規格 K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項 3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。	適 ・ 否
警鳴装置	同 2 4 条 1 6 号	警鳴装置を設置するか、見張所等を設置し、見張人を受持配置すること。（デジタル技術による措置でも可）	日本産業規格 K4832（2018）火薬類の盗難防止設備の要求事項 3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。	適 ・ 否

土 堤	同 2 6 条 3 号	周囲は、できるだけ 土堤で囲む	規則 3 1 条の土堤に適合すること。 と。	該当無し 適 ・ 否
-----	----------------	--------------------	---------------------------	---------------

◆土堤がある場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位 置	同 3 1 条 1 号	土堤の内面の堤脚から棟の外壁まで1m以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否
出 入 口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線上と交さする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾 配 高 さ 頂 部 補 強	同 3 1 条 4 号	土堤は45度以下の勾配とする。（ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあつては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。）	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 4 号 の 2	高さは煙火火薬庫の場合には軒高（1.5m未満の場合は1.5m）、その他の火薬庫及び一時置場にあつては屋頂の高さ以上とする。		
	同 3 1 条 4 号 の 3	頂部の厚さは1m以上とする。		
	同 3 1 条 4 号 の 4	内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合、補強部分は土堤の高さの2分の1以下とし、かつ、土堤の頂部の厚さは1mに鉄筋コンクリートの厚さを加えた厚さ以上とすること。		
材 料	同 3 1 条 5 号	土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。	次の一以上の材料を用いたものとすること。 1. 土 2. ソイルセメント 3. ジオテキスタイルで補強した土	適 ・ 否

土留め	同 3 1 条 6 号	やむを得ず土留めと するときは、土堤の 高さの 3 分の 1 以下 とすること。	土留めの腐朽等がないこと。	適 ・ 否
通路	同 3 1 条 7 号	2 棟以上が隣接し、 中間土堤を兼用する 場合は、この土堤に 通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更され ていないこと。	適 ・ 否
土堤面	同 3 1 条 8 号	土堤面を芝草類又は セメントモルタル又 は布製型枠（セメン トモルタルを使用す るものに限る）で被 覆する。	芝草が剥けていないこと。 枯草がないこと。 セメントモルタル等が剥がれて いないこと。	適 ・ 否